

重 要

三光商店街ニュース (NO.50)

組合員各位殿

新宿三光商店街振興組合 理事長 石川 雄也

平成 28 年 02 月 25 日



1. 桜まつり 2016 の開催について

今年の桜まつりは 4 月 17 日 (日) に開催が決定しました。詳細は、実行委員会から配布する印刷物でご確認ください。

2. ゴミの店頭放置について

ゴミの店頭放置が目立ちます。ゴミバケツ等で店外に置いているお店もありますが、出しそびれたゴミは店内で保管することになっています。店頭には放置しないで下さい。指導と注意にもかかわらず、店頭放置が続く場合、違反のシールを貼らせていただきます。

3. 無銭飲食・置き引きに注意!

無銭飲食・置き引き等が多発しています。外国からの観光客も増え、会計時のトラブルも見られます。英語のメニューを用意したり、キャッシュオンにするなど工夫をお願いします。店内の防犯カメラも安価(1台 5000 円位)でつけることが出来ます。理事の塚目(090-4933-2888)までご連絡いただければ、ご相談に応じます。

4. 深夜営業許可申請の徹底について

深夜酒類提供飲食店営業届の申請をしていないお店があります。事務所に申請用紙があります。未申請のお店は至急四谷署に申請して下さい。しない場合、ペナルティーが課せられる事があります。

5. 確定申告の期限について

確定申告は 3 月 15 日 (火) 迄です。確定申告書作成会場は、新宿住友ビル 47 階に開設されています。

6. 火災発生に関する報告

火災が起きやすい季節です。建物も古く狭い為、火元と壁が近いお店も多いです。

三番街の十六夜で低温炭化による火災が発生しました。石膏ボードで炭化を防ぐことが出来るので、前回配布した消防署からのお知らせにもう一度目を通してください。また、同店舗にて衣服に引火し火傷を負う事故もありました。防火エプロンを着用する等、対応をお願いします。

(*低温炭化による火災とは、熱が木材に伝わり、長い間をかけて熱が逃げにくい状態となつて、最終的に発火すること)

7. 防火管理講習のご案内

平成 28 年 4 月 13 日 (水)、四谷消防署新宿御苑出張所にて防火管理講習会が実施されます。防火管理責任者資格を未取得店舗は必ず受講してください。申込みは組合事務所まで(定員に達した場合は受付を終了します)

8. 経済センサスの実施について

平成 28 年 6 月 1 日現在で『経済センサス』を実施します。これは全国すべての事業所及び企業が対象の報告義務のある統計調査です。事務員が配布、回収に各店舗に伺いますのでご協力をお願いします。

新宿三光商店街振興組合 事務所
〒160-0021 新宿区歌舞伎町 1-1-6
tel/fax 03-3209-6418
mail: sankoukumiai35@yahoo.co.jp
HP: <http://goldengai.jp/>